RCR STD-30



小電力セキュリティシステム の無線局の無線設備

SECURITY RADIO EQUIPMENT FOR LOW POWER RADIO STATION

標準規格

ARIB STANDARD

RCR STD-30 2.2版

平成 5年 6月 1日 策 定 平成 6年 2月28日 1.1改定 平成 6年11月 4日 1.2改定 平成11年 2月 2日 2.0改定 平成17年11月30日 2.1改定 平成27年 7月 3日 2.2改定

一般社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses

まえがき

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用 者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な要件を「標準規 格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術 基準と、併せて無線設備、放送設備の適性品質、互換性の確保等、無線機器製造者、電気通信事業者、放 送機器製造者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策 定される民間の規格である。

本標準規格は、「小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備」について策定されたもので、 策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、 放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定され たものである。

本標準規格が、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者に積極的に 活用されることを希望する。

注意:

本標準規格では、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必 須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表1及び別表2に掲げる権利は、 別表1及び別表2に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用する者に対し、別表1 の場合には一切の権利主張をせず、無条件で当該別表1に掲げる権利の実施を許諾し、別表2の場合には 適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表2に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規 格を使用する者が本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、か つ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りではない。」旨表明している。

別表1		(第一号選択)
(なし)		
別表 2		(第二号選択)
(なし)		

目

次

まえがき

第1章 一般事項
1.1 概 要
1.2 適用範囲
1.3 準拠文書
第2章 標準システム
2.1 システムの定義
2.2 システムの分類
2.3 標準システム
第3章 無線設備の技術的条件
3.1 一般条件
(1) 通信方式
(2) 通信の内容
(3) 区分
(4) 電波の型式
(5) 使用周波数
(6) 周波数切替方式
(7) 使用環境条件
3.2 送信装置
(1) 空中線電力
(2) 空中線電力の許容偏差
(3) 発振方式
(4) 周波数の許容偏差
(5) 変調方式
(6) 変調速度
(7) 符号形式
(8) 隣接チャネル漏えい電力
(9) 占有周波数帯幅の許容値
(10) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値
3.3 受信装置

(1)	符号基準感度
(2)	実効選択度におけるスプリアス・レスポンス
(3)	実効選択度における隣接チャネル選択度
(4)	実効選択度における相互変調特性
(5)	局部発振器の周波数変動
(6)	副次的に発する電波等の限度
3.4	伟	∬御装置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.	4.1	1 混信防止機能
3.	4.2	2 通信時間制限装置 ······· 9
3.	4.5	3 識別装置
3.	4.4	4 キャリアセンス
3.	4.5	5 回線接続手順
3.5	信	¹⁰ 10気通信回線設備との接続
(1)	識別符号
(2)	選択信号
(3)	電気通信回線設備とのインタフェース条件10
3.6	グユ	と中線
(1)	空中線の構造
(2)	空中線の利得
3.7	2	その他
(1)	筐体
(2)	技術基準適合証明に係る表示
(3)	端末機器の技術基準適合認定に係る表示11
第4	章	12 測定法
参考		特定無線設備の技術基準適合証明に係る試験項目

改定履歴表